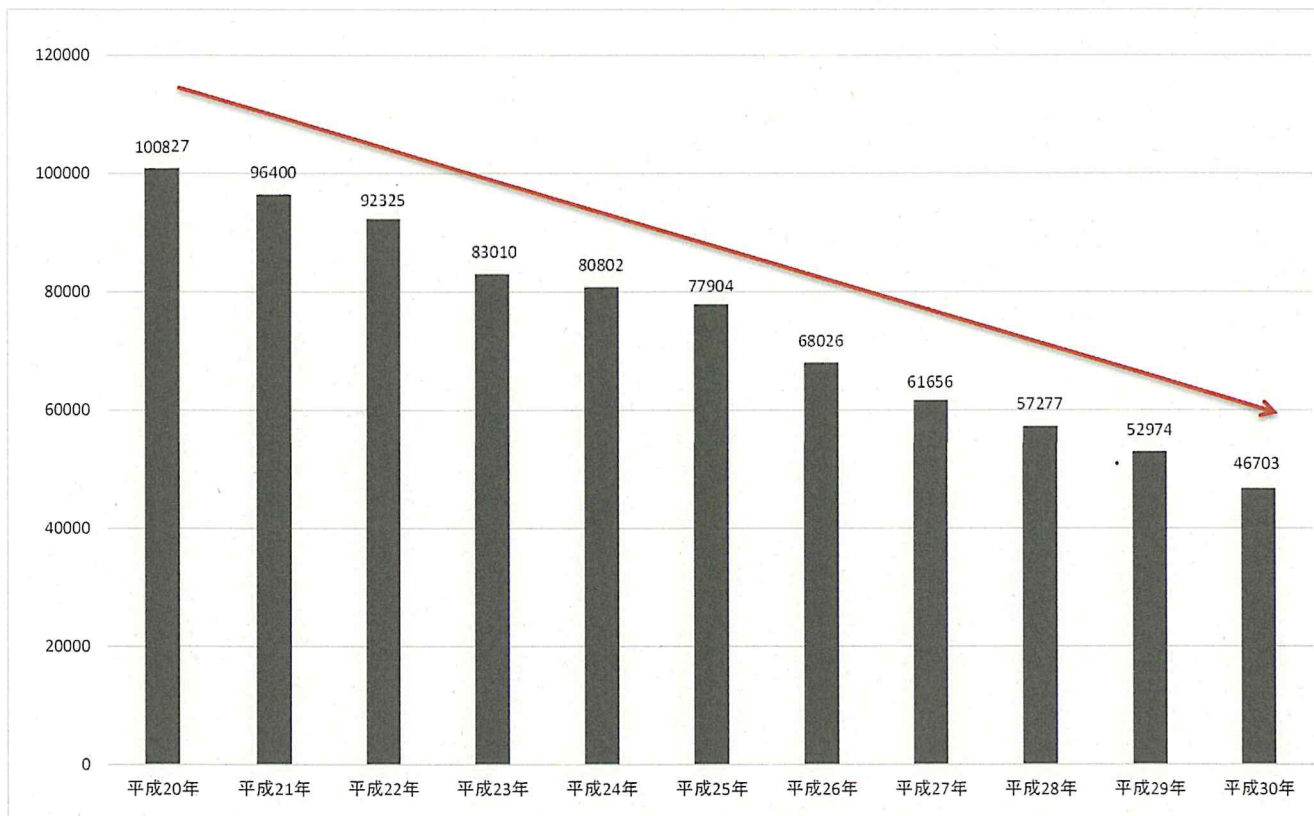


議題1 犯罪発生状況について

1. 千葉県内の犯罪発生状況

(1) 推移



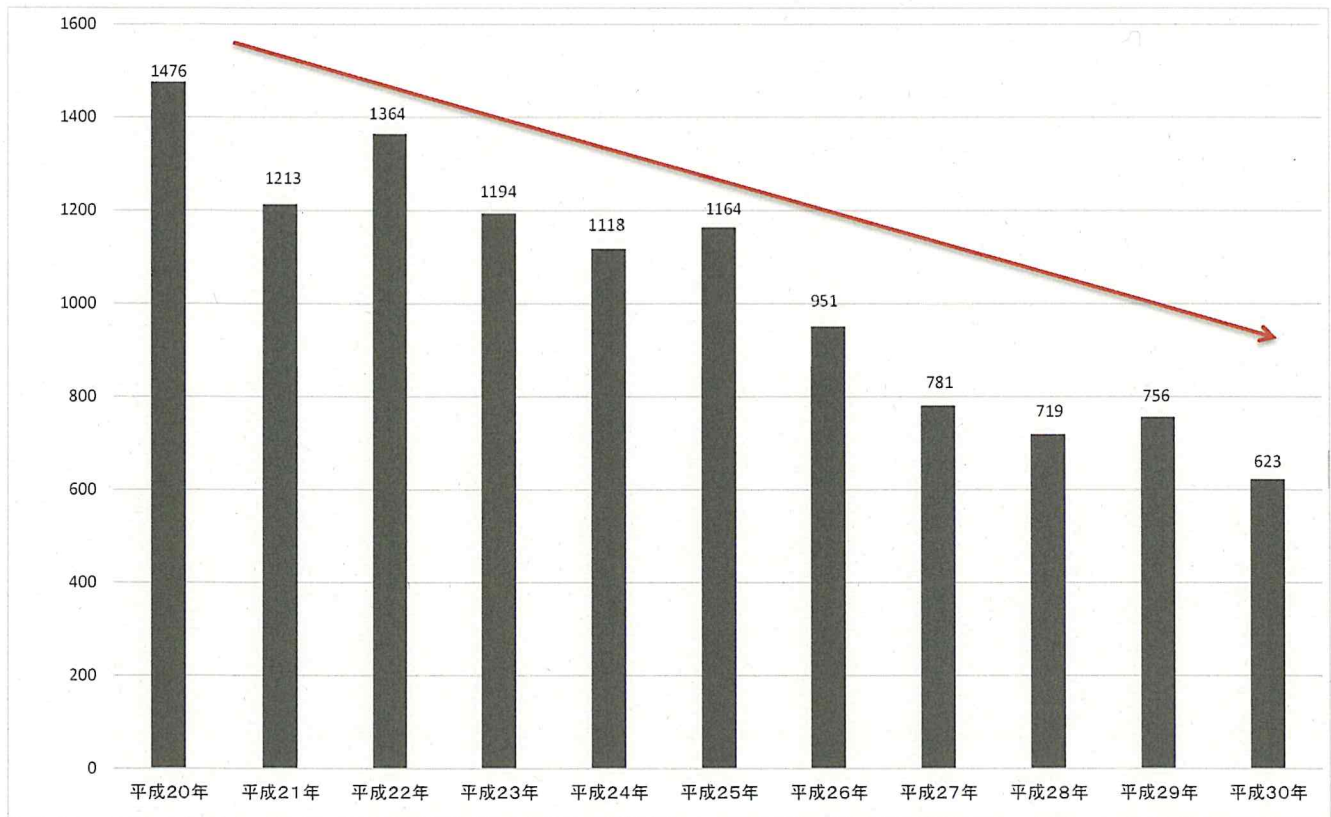
(2) 過去3年間の犯罪発生状況

年	総数	凶悪犯			粗暴犯		窃盗犯	知能犯	その他	刑法犯
		殺人	強盗	その他	傷害	その他				
平成30年	46,703	51	104	132	1,167	1,185	34,696	2,105	490	6,773
平成29年	52,974	57	103	112	1,295	1,204	39,595	2,348	456	7,804
平成28年	57,277	50	146	89	1,416	1,472	43,222	2,063	595	8,224

※平成30年の件数は速報値のため数値が変更されることがあります。

2. 印西市内の犯罪発生状況

(1) 推移



(2) 過去3年間の犯罪発生状況

年	総数	凶悪犯			粗暴犯		窃盗犯	知能犯	その他	刑法犯
		殺人	強盗	その他	傷害	その他				
平成30年	623	1	1	2	9	10	513	20	5	62
平成29年	756	2	1	3	15	9	579	30	6	112
平成28年	719	1	0	1	4	9	592	23	3	86

※平成30年の件数は速報値のため数値が変更されることがあります。



千葉県警察からのお知らせ

不審なはがき、封書に注意！

元号の改元による銀行法改正について

※本紙、一紙付録に本紙掲載の銀行法改正に関するお知らせを掲載しています。

この度、2019年5月1日からの元号の改元による銀行法改正に伴い

「個人金融機関」の名称が変更となります。

「キャッシュカード」の名称が変更となります。

金融機関は「キャッシュカード」の名称を「キャッシュカード」と変更しました。

つきましては、下記のとおりお取り扱いください。

・「個人金融機関」の名称が変更となります。

銀行法改正によるシステム変更のため、2019年5月1日より、金融機関の名称が変更となります。

金融機関は、金融機関の名称が変更となります。

・「キャッシュカード」の名称が変更となります。

銀行法改正によるシステム変更のため、2019年5月1日より、金融機関の名称が変更となります。

金融機関は、金融機関の名称が変更となります。

※金融機関は、金融機関の名称が変更となります。

金融機関は、金融機関の名称が変更となります。

金融機関は、金融機関の名称が変更となります。

金融機関は、金融機関の名称が変更となります。

金融機関は、金融機関の名称が変更となります。

金融機関は、金融機関の名称が変更となります。

一般社団法人全国銀行協会

T 100-8386 東京都千代田区丸の内

依然として「法務省」、「裁判所」、「国民訴訟通達センター」などを名乗った詐欺のはがきを送られてきています。

また、近県では「全国銀行協会」を名乗り『元号の改正による銀行法改正』と題した手紙とともにキャッシュカードを送付させ、だまし取ろうとする封書が送られてきています。

(左図参照)

このように、キャッシュカードを送付させようとしたり「連絡しないと訴訟になる」、「財産を差し押さえる」といった内容のはがきや封書は詐欺です！

ご自宅に届いた場合は、すぐに警察へ通報してください！
決して相手に連絡してはいけません。なぜなら・・・↓



電話、メール、はがきで「お金」の話は詐欺！



はじめよう、詐欺対策のひと工夫

なぜなら

詐欺犯人と直接話すと、だまされてしまう（詐欺犯人はダマシのプロ！）

だから

電話で詐欺犯人からの電話に「出ない」対策が大事

つまり

留守番電話設定を始めとした家の固定電話機に対する「ひと工夫」をしよう！

ご自宅の電話機に留守番電話設定を始めとした、詐欺犯人と話さないための「ひと工夫」はもうお済みでしょうか？

千葉県内の電話で詐欺による被害は、全国的に見ても未だ多く発生していますし、詐欺の前触れとなる「予兆電話」も多く掛かってきています。

千葉県民は詐欺犯人にねらわれています！「詐欺防止のひと工夫」を今すぐ始めましょう。

↓電話で詐欺被害の9割以上は高齢者です↓

でんわ で きょ
電話de詐欺相談ダイヤル
ヨクシ コール
0120-494-506

※土日祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分の開設です。
開設時間以外は最寄りの警察署に相談してください。

県内の高齢者の犯罪被害認知状況			
	被害認知件数 (平成30年12月末)	うち 高齢者被害件数 (平成30年12月末)	高齢者が占める割合
全刑法犯	46,703	6,516	14.0%
侵入窃盗	4,665	1,352	29.0%
ひったくり	178	43	24.2%
電話de詐欺	1,343	1,215	90.5%

※ 数値は暫定値、65歳以上の方を「高齢者」として示す。



元号の改元による銀行法改正について

平素は、一般社団法人全国銀行協会加盟銀行を日頃よりご利用頂き誠に有難う御座います。

この度、2019年5月1日からの元号の改元による銀行法改正に伴い

「個人情報記入書類の変更・新規作成」

「キャッシュカード紛失・盗難によるATMの不正操作防止」の為、

全金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードへ変更となりました。

つきましては、下記のとおりお手続きください。

・「個人情報記入書類の変更・新規作成」

銀行法改正によるシステム変更の為、2019年1月1日までに氏名・住所等変更がある場合には、別紙記入欄にご記入の上、返送用封筒でご返送下さい。

・「キャッシュカード紛失・盗難によるATMの不正操作防止」

銀行法改正により全金融機関の不正操作防止用キャッシュカードへの変更が2019年より順次開始の為、別紙記入欄に[銀行名・支店名・口座番号・暗証番号]をご記入し、現在お使いのキャッシュカードを返送用封筒に同封し、ご返送ください。

*現在お使いのキャッシュカードを返送後は新しいキャッシュカードが届くまで、ご利用出来なくなりますが、3日程で新しいキャッシュカードが届きますので、届き次第後利用可能となります。

*尚、この通知が届きましたら、2日以内にお近くの郵便ポストへの、投函お願い致します。
順次対応の為、対応が大変遅れてしまう恐れがございます。

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8388 東京都千代田区丸の内

キャッシュカード変更申込書

銀行名	支店名	口座番号	暗証番号			
(例) 〇〇銀行	〇〇支店	1234567	0	0	0	0

* ご記入のキャッシュカードのみ、返送用封筒でご返送お願い致します *

* 通帳のみの御口座の場合には、返送しないで下さい *

フリガナ				銀行印
氏 名				
フリガナ				
住 所	〒 〇〇 都 道 〇〇 府 県			
T E L		携 帯 電 話		

* 住所・電話番号等変更がある場合は記入をお願い致します *



トップページ > 相談窓口 > 法務省の名称等を不正に使用した架空請求に関する注意喚起について > 法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています

法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています

平成29年5月以降、「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題し、「裁判取り下げの相談に乗る」と書かれたはがきを送付されているとの情報が法務省に多数寄せられており、実際に多額の金銭的被害も発生しております。

差出人は、「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局 民間訴訟告知管理センター」、「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」などと記載されていますが、これらの団体と法務省とは一切関係がありません。

文面は、財産の差し押さえを強制的に執行する等と不安をあおり、本人からの連絡を求める内容になっており、書かれている電話番号に連絡をすると、弁護士等の紹介費用と称し、収納代行サービスやプリペイドカード等を利用して金銭をだまし取るといった手口が報告されています。

なお、はがきの裏面には、文面が見えないようにシールが貼付されている場合もあります。

対処方法としては、はがきに書かれている電話番号等には「絶対に連絡しない」ようにし、「相手にしない」ことが大切です。それでも、不安に感じる場合には、お住まいの自治体の消費生活センターや警察等に御相談ください。

その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[法務省の概要](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[政策・施策](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[省議・審議会等](#)

[白書・統計・研究](#)

[予算・決算](#)

[政府関連情報](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報](#)

[保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[その他](#)

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
訴訟管理番号（あ）259

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは
運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、未払い
料金等に関する訴訟提起を致しまして、訴訟提起を致しまして、訴訟
提起下最終期日を過ぎて裁判を開始させていただきます。
また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的
に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、
現金や有価証券及び、動産や不動産等の差し押さえを
強制的に執行させていただきます。
或、訴訟取り下げなどのご相談につきましては事務局にて承
っておりますので、下記までお問い合わせください。
この度は、民事訴訟に関するご通知となりますので、個人情
報の保護やプライバシーに御配慮いたしますので、ご本人様から
ご連絡頂きますようお願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 4月5日

取り下げ等のお問い合わせ先
03-6741-
受付営業時間（日、祝日は除く）
平日 9:00～16:00 土曜日 11:00～17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目4番地10号

架空請求はがきの例

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話:03-3580-4111(代表)

法人番号1000012030001

[アクセス](#)

[法務省パンフレット](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ご利用にあたって](#)

[政府関連リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.